

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：南島原市防災マップ)

南島原市の防災マップWEB版によると、有家川沿いの住宅地や事業所を含む広い範囲で0.3～0.5mの浸水被害が予想されている。特に西有家地区の商業・事業集積地では、道路冠水や建物内部への浸水被害が発生するおそれがあり、市の主要産業である製麺業者の機械設備や電気設備への影響が懸念される。

(土砂災害：南島原市防災マップ)

南島原市は急傾斜地、丘陵地等の特性があり、大雨時は土石流や地すべりなどの土砂災害リスクが高い地域となっている。市の防災マップにおいては、口之津地区と南有馬地区に傾斜地や土石流の災害危険個所が多く示されている。商工業者においては、土砂災害が発生した場合、道路や避難経路が遮断され、従業員の安全確保や原材料・製品の運搬等が困難になるというリスクが存在する。

(地震災害：J-SHIS)

地震ハザードステーションでは、本商工会本所が立地する有家町地区において、今後30年間に震度5弱以上の地震に見舞われる確率は69.4%、震度6強以上の地震に見舞われる確率は3.1%となっている。本市周辺には多数の活断層が存在するため、地震が発生しやすい環境にあり、日常的に地震発生を想定した防災対策が必要である。

(火山災害)

南島原市は、過去に雲仙岳火山噴火による大きな噴火災害を経験している。現在活動は沈静化しているものの、将来的な火山災害の発生可能性は否定できない。噴火に伴う降灰や土砂災害を想定しておく必要がある。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速な蔓延により、南島原市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

・商工業者等数 1,962人

・小規模事業者数 1,878人

【内訳】

令和7年4月現在（商工会実態調査より）

	業種	商工業者等数	小規模事業者数	備考
商 工 業 者	建設業	304	291	市内に広く分散している
	製造業	381	365	有家・西有家地区に製麺業者が密集
	卸売業	184	176	市内に広く分散している
	小売業	394	377	市内に広く分散している
	飲食・宿泊	146	140	市内に広く分散している
	サービス業	432	414	市内に広く分散している
	その他	121	115	市内に広く分散している

（3）これまでの取組

1）南島原市の取組

- ・南島原市地域防災計画の策定（令和7年5月修正）、防災訓練の実施
- ・須川港多目的防災広場の整備、市内42カ所の指定避難所の整備
- ・防災情報の整備と提供（防災マップ／避難所情報）
- ・防災備品等の備蓄

2）南島原市商工会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定支援（セミナーの開催・専門家による支援）
- ・長崎県火災共済協同組合と連携した損害保険への加入促進
- ・南島原市が実施する防災訓練への参加および協力
- ・計画に基づく事業者向け助言、フォローアップ

II 課題

現在、市と商工会において、災害時の情報共有体制の整備や事業継続に関する周知や啓発に継続して取り組んできた結果、地域事業者の事業継続に関する意識は一定程度向上してきている。一方で、災害対応を中心とした連携は構築されているものの、平時における定期的な意見交換や取組内容の共有については、さらなる充実が求められる。

また、多くの小規模事業者においては、人員や時間の制約から事業継続に関する取組が日常業務の中で後回しになりやすい状況がみられる。今後は、いかに事業継続の重要性を踏まえつつ、負担過多とならない実践的な支援を行なっていくかが課題である。

さらには、自然災害に加え、感染症の拡大といった新たなリスクへの対応が事業継続上の重要な課題となっており、特に感染症対策については、予防接種の推奨や手洗いの徹底など感染予防と健康管理を強化するルールづくりや、マスク等の衛生用品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険の必要性を周知するなどが必要である。

Ⅲ 目標

- ・ 地区内小規模事業者に対し、自然災害および感染症等の事業継続上のリスクと事前対策の必要性を周知するため、BCP策定や感染症対策をテーマとしたセミナー・個別相談会等を実施する。
- ・ 市と商工会は、平時から定期的な意見交換や取組内容の共有を通じ、連携体制を継続的に強化する。
- ・ 人員や時間に制約のある小規模事業者でも取り組みやすいよう、長崎県版簡易BCP策定シートの活用など負担過多とならない実践的な事業継続支援を推進する。
- ・ 自然災害発災後の復興支援、感染症発生時の拡大防止措置を速やかに行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに長崎県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

南島原市地域防災計画と当計画との整合性を図り、自然災害発災時や感染症発生時に速やかに応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害リスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・ 会報や市報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政施策の紹介、損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介を実施する。

- ・ 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・ 当会では事業継続計画に相当する危機管理マニュアルを策定している。

3) 関係団体等との連携

- ・ 長崎県火災共済協同組合に専門家の派遣を依頼し、会員事業所以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業者BCP取組状況の確認を行う。
- ・ (仮称)南島原市事業継続力強化支援協議会(構成員:当会、当市)を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・ 自然災害(震度5弱以上の地震)が発生したと仮定し、当市との連携ルートの確認を行う(訓練は必要に応じて実施する)。

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実現可否の確認

- ・ 発災3時間以内に職員の安否報告を行う。SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況)等を当会と当市で共有する。
- ・ 国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・ 感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、南島原市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・ 当会と当市の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
豪雨における例：職員自身の目視で命の危険を感じる交付状況の場合は出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する、等。
- ・ 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・ 大まかな被害状況を確認し、24時間以内に情報共有する

被害規模の目安は以下を想定

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・ 地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・ 地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・ 地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・ 地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・ 目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

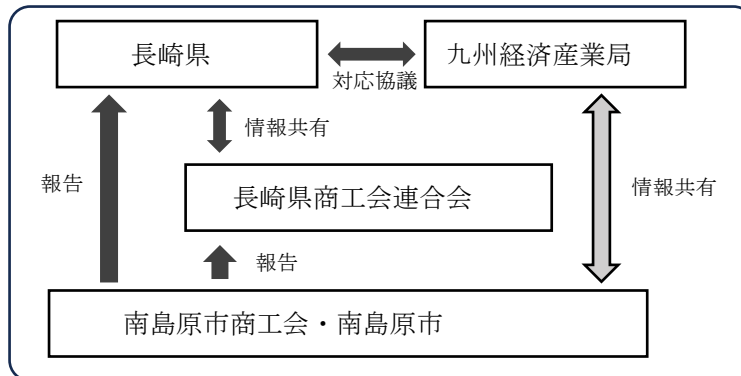
本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	1週間に1回共有する

< 3. 発災時における指示命令系統、連絡体制 >

- ・ 自然災害発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 自然災害による二次被害防止のため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・ 当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法についてあらかじめ確認しておく。
- ・ 自然災害発災時や感染症が流行した場合、当会と当市が共有した情報を、長崎県が令和元年8月28日に通知した方法にて、当会または当市より長崎県へ報告する。（商工会においては事務局長が長崎県商工会連合会へ報告）

報告連絡体制



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、南島原市と相談する。（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を行う。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはそのおそれがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

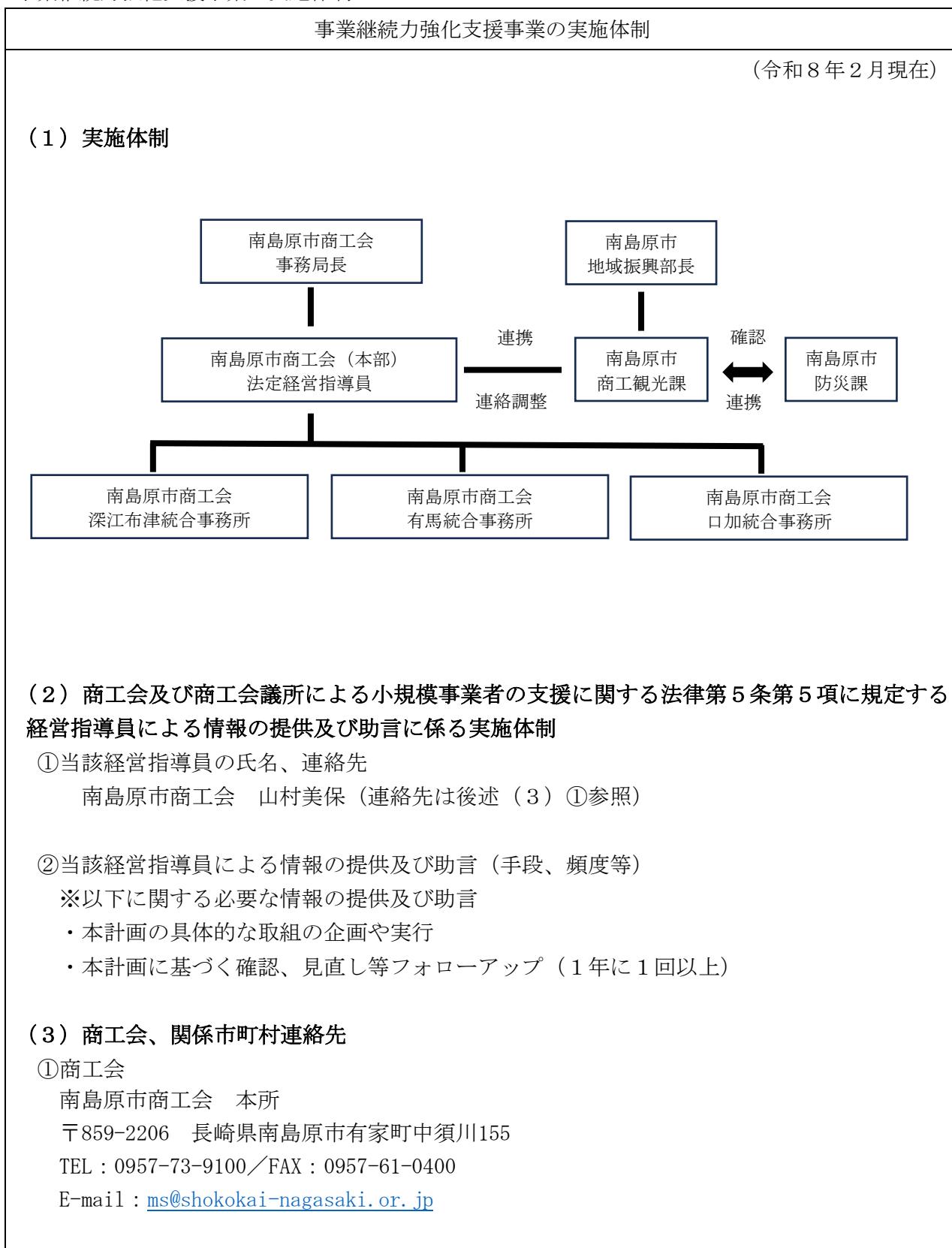
- ・長崎県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し、支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を長崎県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに長崎県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



南島原市商工会 深江布津統合事務所
〒859-1504 長崎県南島原市深江町丁2169-2
TEL : 0957-72-2891 / FAX : 0957-72-2365

南島原市商工会 有馬統合事務所
〒859-2304 長崎県南島原市北有馬町丁35-1
TEL : 0957-84-2222 / FAX : 0957-84-2608

南島原市商工会 口加統合事務所
〒859-2601 長崎県南島原市加津佐町己2818-2
TEL : 0957-87-3083 / FAX : 0957-87-4709

②関係市町村

南島原市 地域振興部 商工観光課
〒859-2211 長崎県南島原市西有家町里坊96-2
TEL : 0957-73-6633 / FAX : 0957-82-3086

南島原市 総務部 防災課
〒859-2211 長崎県南島原市西有家町里坊96-2
TEL : 0957-73-6622 / FAX : 0957-82-3086

※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに長崎県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
専門家派遣費	100	100	100	100	100
協議会運営費	50	50	50	50	50
セミナー開催費	80	80	80	80	80
パンフ・チラシ作成費	70	70	70	70	70

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、南島原市補助金、長崎県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等